

令和5年第5回会津若松市  
農業委員会総会議事録

1 日時 令和5年5月22日(月) 午前9時

2 場所 会津若松市河東支所2階大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 19名

1番委員	庄司 遼	2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫	5番委員	折笠 康裕	6番委員	星 富士雄
7番委員	大竹 健司	8番委員	佐野 和枝	9番委員	小檜山 祐一
10番委員	丸山 世子	11番委員	吉田 和明	12番委員	渡邊 直也
13番委員	吉田 武幸	14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末	17番委員	奈良橋 渉	18番委員	渡部 政美
19番委員	永井 茂				

(2) 農地利用最適化推進委員 16名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継		
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
7番委員	鈴木 衛	8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
		14番委員	星 俊典	15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治	18番委員	手代木 久司

4 欠席委員

(1) 農業委員 なし

(2) 農地利用最適化推進委員 2名

3番委員	本田 武史	13番委員	皆川 庄司		
------	-------	-------	-------	--	--

5 議 事

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第18号 農用地利用集積計画の作成について

議案第19号 農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について

報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

6 説明のために出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	酒井 康之	主任主査	五十嵐 功一
主任主査	慶徳 幸一郎	主任技査	余田 郷太		

7 会議の概要

次のとおり

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和5年第5回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。</p> <p>総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取扱いについては十分注意願います。</p> <p>また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。</p> <p>なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。</p> <p>また、本日は議事に関する委員がおられますので、該当する議案については、退席されますようご理解とご協力をお願いします。</p> <p>本日の出席の農業委員は19名でありまして、定足数に達しております。</p> <p>また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は16名であります。</p> <p>それでは只今より会議を開きます。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員16番・渡部裕末委員、農業委員17番・奈良橋渉委員、以上2名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。</p> <p>始めに、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。大戸地区担当委員より1番について説明願います。</p>
<p>(推進委員11番) 二瓶幸太郎 委員</p>	<p>議案第17号の1番について、推進委員11番 二瓶幸太郎より、ご報告いたします。詳細については、議案書記載のとおりであります。この案件については、農地法第5条第1項の規定に基づき、鉄塔周辺を工事用地として、一時転用するものです。農地区分については、農用区域内農地であります。申請事業が「仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、「一時転用事業」と見られ、他の候補地では事業達成が困難なことから、転用許可可能なものであります。なお、これは合同調査でありまして、5月18日午前10時から、農地部会より吉田 部会長、大竹 副部会長、小檜山 部会委員の3名の他、地区委員1名、事務局1名の計5名で実施したものであります。本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済みであり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員17番) 棚木信治 委員</p>	<p>堂島地区担当委員より2番について説明願います。</p> <p>議案第17号の2番について、推進委員17番 棚木信治より、ご報告いたします。詳細については、議案書記載のとおりであります。この案件については、農地法第5条第1項の規定に基づき、鉄塔周辺を工事用地として、一時転用するものです。農地区分については、農用区域内農地であります。申請事業が「仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、「一時転用事業」と見られ、他の候補地では事業達成が困難なことから、転用許可可能なものであります。なお、これは合同調査でありまして、5月18日午前11時から、農地部会より吉田 部会長、大竹 副部会長、小檜山 部会委員の3名の他、地区委員2名、事務局1名の計6名で実施したものであります。</p>

	<p>本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済みであり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。</p>
<p>会 長  (農地部会長) 吉田武幸 委員</p>	<p>本件については、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p> <p>地区担当委員の報告のとおり5月18日に現地調査を行ったところ、農地部会でも何ら異議ないものと認めてまいりましたことを報告します。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第17号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、議案第18号 農用地利用集積計画の作成について を議題といたします。</p> <p>(※農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席) 農業委員 吉田和明 委員 退席</p> <p>(※関係する議案により退席) 農地利用最適化推進委員 佐藤恒男 委員、手代木久司 委員 退席</p>
<p>会 長  (農業委員14番) 弓田秀一 委員</p>	<p>はじめに、所有権移転について、地区担当委員の調査報告を求めます。 高野地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>農業委員14番 弓田秀一より、議案第18号 所有権移転の1番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 1番の案件については、認定農業者へ所有権の移転をしようとするものです。 農地価格等の申請内容については、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、5月21日午後5時30分より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長  (推進委員12番) 鈴木純一 委員</p>	<p>荒井地区担当委員より2番について説明願います。</p> <p>推進委員12番 鈴木純一より、議案第18号 所有権移転の2番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 2番の案件については、認定農業者へ所有権の移転をしようとするものです。 農地価格等の申請内容については、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、5月16日午後2時より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長  (農業委員3番) 長尾好章 委員</p>	<p>次に、利用権設定について、各地区担当委員の調査報告を求めます。 南四合・町北地区担当委員より1番から4番について説明願います。</p> <p>農業委員3番長尾好章より、利用権設の1番から4番について、報告いたします。 なお、1番の案件については他地区も含まれていますが、借り手の主たる耕作地が町北地区であることから、町北地区委員から併せて報告いたします。 詳細については、議案書記載のとおりです。 1番から3番については認定農業者に対する利用権設定、4番については農業を営む法人に対する利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、5月16日午後3時30分から地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>

<p>会 長 (農業委員 14 番) 弓田秀一 委員</p>	<p>高野地区担当委員より 5 番から 6 番について説明願います。</p> <p>農業委員 14 番弓田秀一より、利用権設の 5 番から 6 番について、報告いたします。 詳細については、議案書記載のとおりです。 5 番から 6 番については認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、5 月 21 日午後 5 時から地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長 (推進委員 5 番) 佐藤直意 委員</p>	<p>神指地区担当委員より 7 番から 9 番について説明願います。</p> <p>推進委員 5 番佐藤直意より、利用権設定の 7 番から 9 番について、報告いたします。 詳細については、議案書記載のとおりです。 7 番から 8 番については農業を営む法人に対する利用権設定、9 番については農家間における利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、5 月 20 日午前 9 時から地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長 (推進委員 2 番) 島影盛継 委員</p>	<p>門田地区担当委員より 10 番から 18 番について説明願います。</p> <p>推進委員 2 番島影盛継より、利用権設定の 10 番から 18 番について、報告いたします。 詳細については、議案書記載のとおりです。 10 番については認定農業者に対する利用権設定、11 番から 18 番については農業を営む法人に対する利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、5 月 12 日午後 6 時から地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長 (推進委員 11 番) 二瓶幸太郎 委員</p>	<p>大戸地区担当委員より 19 番について説明願います。</p> <p>推進委員 11 番二瓶幸太郎より、利用権設定の 19 番について、報告いたします。 詳細については、議案書記載のとおりです。 19 番については農業を営む法人に対する利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、5 月 14 日午後 4 時から地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長 (推進委員 12 番) 鈴木純一 委員</p>	<p>荒井地区担当委員より 20 番から 21 番について説明願います。</p> <p>推進委員 12 番鈴木純一より、利用権設定の 20 番から 21 番について、報告いたします。 詳細については、議案書記載のとおりです。 20 番については農業を営む法人に対する利用権設定、21 番については認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、5 月 16 日午後 2 時 30 分から地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長 (農業委員 6 番) 星富士雄 委員</p>	<p>川南地区担当委員より 22 番から 24 番について説明願います。</p> <p>農業委員 6 番星富士雄より、利用権設定の 22 番から 24 番について、報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 22 番については農家間での利用権設定、23 番から 24 番については認定農業者に対する利用権設定、47 番から 48 番については農地中間管理機構を活用した利用権設定です。 申請内容については、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、5 月 16 日午後 2 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長 (推進委員 14 番) 星俊典 委員</p>	<p>館ノ内地区担当委員より 25 番について説明願います。</p> <p>推進委員 14 番星俊典より、利用権設定の 25 番について、報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。</p>

<p>会 長</p>	<p>25 番については農業を営む法人に対する利用権設定です。 申請内容については、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、5 月 15 日午後 2 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたのでご報告いたします。</p> <p>日橋地区担当委員より 26 番から 32 番について説明願います。</p>
<p>(推進委員 10 番) 武田久美子 委員</p>	<p>推進委員 10 番武田久美子より、利用権設の 26 番から 32 番について、報告いたします。 なお、27 番の案件につきましては他地区も含まれていますが、面積の多い日橋地区委員から併せて報告いたします。 詳細については、議案書記載のとおりです。 26 番から 27 番については農業を営む法人に対する利用権設定、28 番から 32 番については認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、5 月 18 日午前 9 時から地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 17 番) 棚木信治 委員</p>	<p>堂島地区担当委員より 33 番から 40 番について説明願います。</p> <p>推進委員 17 番棚木信治より、利用権設定の 33 番から 40 番について、報告いたします。 詳細については、議案書記載のとおりです。 33 番については認定農業者に対する利用権設定、34 番については認定新規就農者に対する利用権設定、35 番から 40 番については農地中間管理事業を活用した利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、5 月 18 日午後 5 時から地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 18 号 農用地利用集積計画の作成について を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 18 号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>(※退席していた 3 委員が入室の上、着席) 農業委員 吉田 和明 委員 着席 推進委員 佐藤 恒男 委員 着席 推進委員 手代木 久司 委員 着席</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、議案第 19 号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見についてを議題といたします。 提出案件について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 19 号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について でございますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項において、「市町村が農用地利用集積等促進計画（案）を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聞くものとする」と定められており、令和 5 年 5 月 8 日付け 5 農政第 155 号で会津若松市長より意見を求められております。 詳細については、農政部農政課が参っておりますので、担当よりご説明申し上げます。</p>
<p>農政課</p>	<p>日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 議案第 19 号農用地利用促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。 5 月総会の案件は、一般地区になります。 9 ページをご覧ください。 当該案件は、農地利用集積円滑化事業からの切り替えの案件であり、福島県農地</p>

<p>会 長</p>	<p>中間管理機構 所有者不明農地等取扱要領に基づき、引き続き担い手が借り受ける農用地利用促進計画（案）になります。  詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。  以上で説明を終わらせていただきます。</p> <p>説明が終わりました。本件についてご質問ございませんか。</p> <p>（なし の声あり）</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第19号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし の声あり）</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。  よって、議案第19号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、報告に移ります。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 事務局より報告をお願いします。</p> <p>報告第10号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の1番から12番について、報告いたします。  届出の詳細は、議案書記載のとおりです。  これらについては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。報告は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>以上、報告でございます。ご了承願います。</p> <p>以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。</p> <p>（午前9時30分 閉会を宣言する。）</p>

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和5年5月22日

会津若松市農業委員会 会長 永井 茂

農業委員 16番 渡部 裕末

農業委員 17番 奈良橋 涉